

住居確保給付金 【家賃補助】 チェック表

住居確保給付金とは、就労能力及び就労意欲のある方のうち住宅を喪失している又は収入が減少し、賃貸住宅費が払えなくなる可能性がある若しくは既に払えなくなっている方に対して一定の家賃の補助をすることにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。

下記チェック表において、全てが「はい」、収入額、預貯金額も該当される方は必要な書類を準備のうえ申請して下さい。

①離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか		はい・いいえ			
②何人世帯ですか		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
③預貯金額(金融資産)は該当しますか(同居者等の分も含む) 金融資産には預貯金の他、現金、債券、株式、投資信託等が含まれます。		48.6万円以下	73.8万円以下	94.2万円以下	100万円以下
④収入額は該当しますか ・給与収入は交通費を除く総収入。 ・児童手当、児童扶養手当等は除く。 ・同居者の収入(年金等)も含む金額に 応じ全額または一部の支給※1	全額支給	8.1万円以下	12.3万円以下	15.7万円以下	19.4万円以下
	一部支給	8.1万超～11.7万円未満	12.3万超～16.6万円未満	15.7万超～20.4万円未満	19.4万超～24.1万円未満
	非該当	11.7万円超	16.6万円超	20.4万円超	24.1万円超
⑤家賃支給上限額(支給できる上限額です)※2		3.6万円	4.3万円	4.7万円	4.7万円
⑥就職活動を行うことができますか※3		はい・いいえ			
⑦離職・休業等の前に世帯の中で最も収入が高かったですか		はい・いいえ			
⑧住宅を喪失している又は喪失するおそれがありますか		はい・いいえ			
⑨本人及び同居者が、国又は自治体の住宅支援のための給付等を利用していませんか(生活保護を含む)		はい・いいえ			

※1 非該当及び一部支給の要件においては、実際の家賃額が支給上限額を下回る場合は収入要件が変わります。
5人以上の世帯の方はお尋ねください。

※2 実際の家賃額が支給上限額を超えていた場合でも利用できますが、支給できる金額においては世帯数に応じた上限額の範囲での支給となります。

※3 申請後は、

【全ての方】

・月に4回以上の自立相談支援機関の面接(活動報告)等

【離職・廃業の方・減収の方(自営業者以外)】

・月に2回以上のハローワークにおける職業相談等

・週に1回以上の企業等への応募・面談等(履歴書送付、面接)

【自営業者のみ】

・原則月に1回の経営相談先での経営相談

・月1回以上の「自立に向けた活動計画」に基づく活動

の活動義務が課せられます。

【申請時に必要な書類】

①本人確認書類・・・運転免許証、保険証、住民票等

②収入関係書類・・・給与明細等の収入が分かる書類(過去4か月分)

③預貯金関係書類・・・最新に記帳された世帯全員分の通帳等(過去4か月分)、
その他資産が分かるもの

④不動産賃貸契約書

⑤離職関係書類(離職者のみ)・・・離職後2年以内であると分かる退職証明書等

⑥減収証明書類(減収者のみ)・・・帳簿やシフト表など減収したことが分かる書類等

⑦ハローワークカードもしくは受付票(離職・廃業の方のみ)

その他、所定の様式等がございます。詳しくはご連絡ください。

書類がそろい次第、長崎市生活支援相談センターに申請書類を提出してください。